

NPO 法人(特定非営利活動法人) くらしとバイオプラザ21定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人くらしとバイオプラザ21という。ただし登記簿上はくらしとバイオプラザにじゅういちと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都中央区日本橋茅場町三丁目5番3号鈴屋ビルに置く。

(目的)

第3条 この法人は、医療、食糧、環境など、今後幅広い展開が予想されるバイオテクノロジー、同製品・サービスに関し、一般の人々に対して、科学的見識のバックボーンとして科学的で分かり易く、生活者の視点からバランスの取れた情報発信を行ない、同時に一般の人々と双方向のコミュニケーションを行う等により、社会全体の理解を深め、バイオテクノロジーの健全な発展を促進し、もって社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、3条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) バイオテクノロジーに関する一般の人々の理解深化のための情報収集
- (2) バイオテクノロジーに関する一般の人々の理解深化のための情報の評価解析、編集
- (3) バイオテクノロジーに関する一般の人々の理解深化のための情報発信
- (4) バイオテクノロジーに関する一般の人々の理解深化のためのイベントの企画立案
- (5) バイオテクノロジーに関する一般の人々の理解深化のためのイベントの実施
- (6) バイオテクノロジーに関する市民講座開催等の支援
- (7) バイオテクノロジーに関する市民講座等支援に資する人材の育成
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 収益事業

この法人は次の収益事業を行う。

- (1)フリーマーケット、コンテスト(オークション)等催し物の開催
- (2)刊行物、物品等の販売
- (3)調査受託事業

3 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1)正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)協力会員 この法人の事業に協力するため入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 正会員及び協力会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 正会員及び協力会員としてこの法人への加入を希望するものは、代表が別に定める入会申込書(電子メールも含む)により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員及び協力会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び協力会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員及び協力会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員及び協力会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により除名することができる。

(1)この定款に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び定員)

第13条 この法人には、理事15人以上25人以内、監事1人以上を置き、理事のうち1人を代表、3人以内を副代表、1人を専務理事、3人以内を常務理事とする。

(役員を選任および解任)

第14条 役員は、総会で選任する。

2 代表、副代表、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条の各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

6 役員が次の各号の一に該当するときは、役員については総会の議決により当該役員を解任することができる。

(1)心身の故障のため業務を執行することができないと認められたとき。

(2)業務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

7 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指定した順位に従ってその職務を代行する。

3 専務理事は代表及び副代表を補佐して業務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して業務を遂行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を執行する。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または、現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て代表が委嘱し、職員は、専務理事が任免する。

第4章 総会

(総会の構成と開催)

第20条 この会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。総会は正会員により構成し、毎年1回とする。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更

- (2)解散及び合併
- (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)役員の選任及び解任
- (6)会費の額
- (7)その他運営に関する重要事項

(総会の招集)

第22条 総会は、代表が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 3 第20条第2項第2号の請求があった場合にはその日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

(総会の定足数及び議決)

第24条 総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会における議決事項は、第22条第2項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 3 総会は、この定款の別条に定める場合を除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面または他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。
- 5 前項の規定により表決した正会員は、当条第1項、第2項及び3項の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決権委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会の出席正会員の中から選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第27条 理事会は、この定款の別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第29条 理事会は、代表が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 3 前条第2項の場合には、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(理事会の定足数及び議決)

第31条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会における議決事項は、第29条第2項の規定によって予め通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合にはこの限りではない。
- 3 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、当条第1項、第2項及び第3項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者又は表決権委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会の中から選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種類とする。

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第36条 この法人の会計は法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第37条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種に区分する。

(事業計画及び予算)

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び変更)

第40条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

- 2 前項の総会の議決を経た事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、役員名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。
- 3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第43条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、正会員数の2分の1以上が出席し、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会で議決した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公 告

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 雑 則

(細 則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代 表	太 田 隆 久
副 代 表	大 島 美 恵 子
専務理事	真 山 武 志
理 事	阿 部 智 子
理 事	牛 島 薫
理 事	歌 田 勝 弘
理 事	大 石 道 夫
理 事	木 村 修 一
理 事	鈴 木 喜 計
理 事	地 崎 修
理 事	中 村 雅 美
理 事	永 山 治
理 事	平 山 定 夫
理 事	藤 野 政 彦
理 事	正 木 春 彦
理 事	三 浦 昭
理 事	宮 田 満
理 事	山 田 康 之
理 事	吉 倉 廣
理 事	渡 邊 格
理 事	渡 邊 秀 一
監 事	服 部 恵 子
監 事	原 田 宏

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 42 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 38 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正 会 員	一口 100, 000円
	協力会員	一口 2, 000円

平成14年7月22日 改訂

平成15年2月27日 改訂

令和8年 月 日 改訂

正会員および協力会員細則

(正会員(団体)の総会への出席者)

第1条 正会員(団体)の場合、総会の出席者は、その団体を代表して表決することができる者をいう。

附則

- 1 この細則は、平成14年7月22日から適用する。